

18千保高施第202号
平成18年8月17日

認知症対応型共同生活介護事業所 管理者 様

千葉市高齢施設課長

認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）における管理者及び
計画作成担当者の配置等について

平素より本市高齢者福祉行政にお力添えいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、このことについては、従来から研修受講や介護支援専門員の配置が義務付けられていましたが、平成18年4月の制度改正に関連して、計画作成担当者の人員基準を満たしていない場合等には介護報酬が減算されることが改めて明確化されました。既に関連ホームページや官報等に内容は掲載されていますが、下記について今一度ご確認くださいようお願いいたします。

なお、人員基準を満たさない状態になった場合や、ご不明な点がありましたら、速やかに高齢施設課までご連絡ください。

また、管理者や計画作成担当者に変更になる場合は、仮に後任者が研修未受講等により資格を満たさない場合でも、必ず変更届を提出してください。

記

1 管理者

「認知症対応型サービス事業管理者研修」等の受講が必要です。

減算の対象ではありませんが、速やかに新たな配置を行う必要があります。

2 計画作成担当者

「認知症介護実践者研修」等の受講が必要です。また、計画作成担当者のうち1人は介護支援専門員でなければなりません。

3 介護従業者

- (1) 夜間・深夜の時間帯以外は、常勤換算法で利用者3人に対して1人以上配置。
- (2) 夜間・深夜の時間帯を通じて1人以上の配置。

4 減算

原則として、次のとおり利用者等の全員について減算されます。別添の参考資料(7)「費用の額の算定に関わる留意事項」等をご参照ください。該当する場合、または該当するようになることが明らかな場合は、必ず減算の届出をしてください。

- (1) 計画作成担当者
 - ・ 人員基準欠如になった翌々月から解消された月まで100分の70に減算（計画作成担当者のうち1人以上の介護支援専門員を配置していない場合も含みます。）
- (2) 介護従業者が不足する場合
 - ・ 人員基準上必要な人数から1割を超えて減少した場合は、その翌月から人員基準欠如が解消された月まで100分の70に減算
 - ・ 1割の範囲内で減少した場合は、その翌々月から人員基準欠如が解消された月まで100分の70に減算
- (3) 夜勤職員基準（2ユニットに1人以上）を満たさない場合
 - ・ ある月において、次の事態が発生した場合は、その翌月において利用者全員について100分の97に減算
 - 夜勤時間帯に基準を満たさない事態が2日以上連続して発生した場合
 - 夜勤時間帯に基準を満たさない事態が4日以上発生した場合

5 参考資料（関係条文の抜粋等）

- (1) -1 指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）
- 2 指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）
- (2) 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日付厚生労働省老健局計画課長他通知）

- (3) 「指定地域密着型介護サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」に規定する研修について（平成 18 年 3 月 31 日付厚生労働省老健局計画課長他通知）
- (4) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成 12 年厚生省告示第 27 号）
- (5) 指定地域密着型介護サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 26 号）
- (6) 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成 12 年厚生労働省告示第 29 号）
- (7) 指定地域密着型介護サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日付厚生労働省老健局計画課長他通知）
- (8) 指定認知症対応型共同生活介護の減算に係る Q & A
- (9) 「指定地域密着型介護サービス事業者・指定地域密着型介護予防サービス事業者 指定申請の手引き（平成 18 年 7 月千葉市高齢施設課）」

なお、介護報酬や運営基準の最新情報は、厚生労働省や都道府県等のホームページ等で公表されていますので、随時ご確認ください。

厚生労働省ホームページ（<http://www.mhiw.go.jp/>）

厚生労働省トップページ 「介護・高齢者福祉」 「介護保険制度改革関連」

W A M - N E T（<http://www.wam.go.jp/>）

W A M - N E T トップページ 「行政資料」

埼玉県ホームページ（<http://www.pref.saitama.lg.jp/>）（参考）

埼玉県トップページの「県の組織と仕事」

福祉部 介護保険課 さいたま介護ネット

担当：高齢施設課 計画係

今泉、久能

tel. 043-245-5256 fax. 043-245-5621

e-mail shisetsu.HWS@city.chiba.lg.jp